

# 岐阜県住宅資金助成制度

## リフォーム

県では、住宅をリフォームするときに、民間の金融機関の住宅ローンを利用する人に対し、ローン返済額のうち、1.0%の利子に相当する額を、当初5年間補助しています。



### 1 お申込みができる方

#### <共通要件 ~以下の全ての要件を満たす方~>

- (1) 県内の自己又は同居する親族の住宅で新たにバリアフリー改修工事、耐震改修工事若しくは省エネ改修工事を行う方又は県内の空き家(市町村が空き家バンク等で把握している物件)で改修工事を行う方
- (2) 都道府県税を滞納していない方
- (3) 県が指定する金融機関の住宅ローン（借入額100万円以上で償還期間が10年以上のものに限る。）を利用する方
- (4) 岐阜県が行う住宅改修に関する他の補助金、貸付金及び利子補給金を受けていない方（ただし、耐震改修においては、木造住宅に係る耐震補強工事に対する「岐阜県建築物等耐震化促進事業費補助金」を除き、移住定住空き家改修については、「空き家活用支援事業費補助金」を除く。）

#### <個別要件 ~各メニューに応じた要件を満たす方~>

##### バリアフリー改修 <下記の工事要件を満たす方>

工事要件	<p>以下の対象工事のうち2項目以上の工事を実施（ただし、改修後において、「段差解消」又は「手すりの設置」が実施済み*であること。）</p> <p>※改修前から「段差解消」又は「手すりの設置」が実施されているものも可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段差解消</li> <li>・ 通路幅の確保</li> <li>・ 階段の改修</li> <li>・ 手すりの設置</li> <li>・ 浴室の改修</li> <li>・ 便所の改修</li> <li>・ 部屋の配置変更</li> <li>・ 寝室の改修</li> <li>・ ホームエレベーター、高齢者用トイレ・バスユニット等の設置</li> </ul> <p>※各項目について工事箇所、工事内容等の基準あり</p>
------	---

##### 耐震改修 <下記の要件をすべて満たす方>

- ・ 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を耐震改修する方
- ・ 木造住宅に係る耐震補強工事に対する「岐阜県建築物等耐震化促進事業費補助金」の対象となる耐震補強工事（補強後の上部構造評点が1.0以上となるものに限る。）を行う方
- ・ 総工事費から耐震補強工事に対する補助金額を控除した額が100万円以上となる改修工事を行う方

##### 省エネ改修 <下記の工事要件を満たす方>

工事要件	<p>以下のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓の断熱改修工事（すべての居室の外気に面する窓の断熱改修を行うものに限る。）</li> <li>・ 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修工事</li> </ul> <p>※窓の断熱性能、断熱材の使用量等の基準あり</p>
------	--

##### 移住定住空き家改修 <下記の要件をすべて満たす方>

- ・ ①移住者、②多子世帯、③新婚世帯（以下「移住者等」という。）又は移住者等と売買若しくは賃貸借契約を締結して改修する空き家\*の所有者若しくは賃借権者のうちいずれかの方
- ・ 補助対象事業費から「空き家活用支援事業費補助金」を控除した額が100万円以上となる改修工事を行う方

※市町村の「空き家バンク」「空き家紹介制度」に登録された物件又は「空き家の実態調査」等で各市町村が把握している物件